

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

神石高原町「支えあい、助けあい誰もが生涯輝く地域づくり」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県神石郡神石高原町

3 地域再生計画の区域

広島県神石郡神石高原町の全域

4 地域再生計画の目標

1) 本町のまちづくり

平成 16 年 11 月 5 日、旧油木町、旧神石町、旧豊松村及び旧三和町が合併し、神石高原町が誕生した。本町は、『人と自然が輝く高原のまち』を将来像として掲げ、住民と行政との協働により、地域の多様な資源を継承した個性的で活力あるまちづくりを推進し、誰もが快適な環境の中で、健康で生きがいのある豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現をめざしている。

まちづくりの主体である町民・地域・行政が協働でまちづくりを進めるためには、各々が町の将来像を共有し、それに向けて行動していくことが重要である。地方自治体の役割は自らが政策を提言・実施するに留まらず、住民の手による社会的活動が活発化してきた現在、それらの活動について住民自身が判断し、行動できるように条件を整えていくことが重要な役割となっている。

神石高原町新町建設計画では、地域コミュニティの育成について、過疎化、高齢化、行政の広域化などが進む中で、身近なコミュニティ活動が維持され、地域の伝統・文化が継承されるよう、各地域の実情に応じ、地域住民との協働により、行政区、振興区などの地域コミュニティを再編するとともに、「自分たちの地域は自分たちで支える」という理念に基づいて、その育成強化を図る。さらに、地域住民の自立・活性化に向けた主体的な取り組みを支援し、地域住民グループ等による地域おこし活動、起業活動などを積極的に支援し、地域住民等と連携して、活力ある地域づくりを推進するとしている。

この基本理念に基づき合併と同時に「神石高原町人と自然が輝くまちづくり条例」を制定し、住民が主体に、行政との協働・補完によるまちづくりを進めていくための基本的な原則を定めた。この中で、まちづくりは住民主体の原則に基づき、旧小学校区を基本とした自治振興会（合併前 217 団体であった行政区について再編し 31 団体の住民自治組織）の存在を明らかにした上で、住民・議会・町長及び町の権利と責務を明確にした。このことで自治振興会が、地域住民総意のもと行政のパートナーとして、分権型社会に対応した双方向による協働・補完のまちづくりを担う基盤とした。

他方では、特定非営利活動促進法が施行されて以来、全国に多くの NPO 法人が

創設された。高齢社会を背景とした地域の人材の活用，ワークシェアリングの必要性など，NPO 法人等に期待される社会的な要素は少なくない。NPO 法人をはじめとする社会活動に従事する団体の活性化を図り，互いの長所を活かしながら役割分担と協働を推進することが，今後の地域社会(まちづくり)において重要な課題と考える。

2) 高齢化社会への対応

本町は，人口の減少傾向が続いており，平成 7 年 13,218 人であった人口が合併時(平成 16 年)12,472 人と減少し，平成 25 年には約 10,500 人程度になると見込まれる。高齢者(65 歳以上)の割合は，平成 17 年 40%を超え，平成 25 年には 42.2%に達するものと見込まれており，就業人口についても減少が続き，就業者は 50%を下回るものと見込まれる。

これらのことから，今後，過疎化，少子・高齢化，産業の停滞などに伴う問題が一層深刻化することが懸念され，定住，産業振興とともに，高齢者に対する保健・医療などの福祉に係るサービスの充実が急務であると考えられる。

本町では，こうした社会情勢を背景に老人保健等の様々な事業を展開してきた。在宅介護についての心配事や悩み事，身近な保健福祉サービスの利用方法等について，指導・助言する在宅介護支援センターを設置し，高齢者が生涯を通じて元気で過ごせるよう，要介護になる恐れのある高齢者を早期に発見するため，巡回相談等の高齢者生活支援サービスを推進している。

さらに，高齢者が出来る限り介護状態になることなく，健康で生き生きとした自立生活が送れるよう，また，要介護状態になった場合でも，住み慣れた地域で生活を営むことができるようパワーリハビリ(筋力向上トレーニング事業)などの事業を行い，高齢者の身体的なパワーの向上と精神的な活性化が図られ，生活機能の改善に効果をあげている。

特に，高齢者を介護している家族の心身の元気回復(リフレッシュ)を図り，介護方法などの研修ができる場として，家族介護者教室・家族介護者交流事業を行っている。また，高齢者とその家族等の精神的・経済的援助を行うため，在宅介護者激励手当支給事業にも取り組んでいる。

現在，本町の高齢者施設は，介護老人福祉施設 2 ヶ所・介護老人保健施設 1 ヶ所・介護療養型医療施設 1 ヶ所・自立支援型グループホーム 2 ヶ所・認知症グループホーム 1 ヶ所であるが，これら施設への入所待機者は約 260 人で，その内訳は介護老人福祉施設約 250 人，介護老人保健施設約 10 人で，このうち在宅での実入所待機者数は約 90 人と非常に多くなっている。

介護老人福祉施設への新規入所者は約 10 人であり，要支援の退所を見込んでも，これらのニーズに対応できない状況にある。

このため，これら施設の増床に取り組むことと併せて，要介護度が比較的軽度の人に対する在宅での介護や若年化する認知症に対する介護を検討することが喫緊の優先課題である。

3) 廃校に伴う跡地有効利用について

本町の小学校は、人口の減少とともに、一般的な少子化傾向もあり、地元小学校の存続が困難になり、統廃合により、現在7校に減った。廃校となったそれぞれの学校の跡地利用には、行政・地域住民が一体となってその有効利用に取り組んできた。その態様は様々であるが、近年では、地域公民館、社会教育施設、放課後児童施設、託児所等の福祉関連施設となっている。

今後も、廃校校舎等の公共施設は地域のシンボル・財産として地域活動の拠点とするためその有効利用を模索する。

4) 本計画により実施する取り組みの目標

これらのことから、地域の自立促進を図ることにより「自分たちの地域は自分たちで支える」理念をもちながら、「地域住民の助け合いを基礎とした小さな自治の仕組みづくり」を醸成し、地域住民の自立・活性化に向けた主体的な取り組みを支援するものである。こうした施策の推進は、「人と自然が輝くまちづくり」を目指すものであるが、さらに高まる高齢化により高齢者に対する保健医療と福祉サービスの充実を図り、「高齢者が自立して、住み慣れた地域で安心して暮らせる生きがいのあるまちづくり」を目指す。また、当該事業の推進が産業振興と雇用拡大にも繋がるものとなるような事業展開が不可欠であることは勿論であり、本地域再生計画「支えあい、助け合い誰もが生涯輝く地域づくり」は以上の観点から策定するものである。

本計画が目指すものは、高齢化の進展とそれに伴う福祉ニーズの増加という現状にあって、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、自立した人生を送ることができるように環境を整備し支援していくことであり、併せて、安田地域にみられる自治組織の根底であるコミュニティ形成のための環境を整備し、自治振興の活性化を目指す。具体的には、廃校校舎を認知対応型グループホームに転用するとともに自治振興会活動の拠点とし、NPO法人及び自治振興会の事業実施によって以下の目標達成を目指すものである。

31 自治振興会の組織率は100%であるが、その地域特性を生かし、住民総意による自治振興組織の活性化を目指す。

参考数値：自治振興会加入率 94%(平成 17 年)

目標値：自治振興会加入率 100%(平成 23 年)

地域の特性を活かした利用者本位の介護サービス計画(ケアプラン)等の提供により、要介護度認定者数の減少や介護度の低下等を目指す。

参考数値：介護保険要支援・要介護認定者数 1,052 人(平成 16 年)

目標値：高齢化率増加の中で現状維持

新しく介護保険施設を整備することにより、介護保険施設入所待機者の減少を目指す。

参考数値：介護保険施設入所待機者数 90 人(平成 16 年)

目標値：介護保険施設入所待機者数 80 人(平成 18 年)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

本計画は、地域のシンボリックな存在であった安田小学校廃校校舎を安田自治振興会の集会施設等として利用することで、安田地域の社会教育等をはじめとした地域自治振興活動を活性化するとともに、NPO 法人「高齢社会を生きる会」の運営による認知症対応型グループホームに転用することで、高齢者福祉施設の増床や福祉サービスの充実を図るものである。その目標は、福祉事業を通じた経済効果とともに、町民自身の手による地域自治組織づくり、まちづくりに繋がるものと予想される。

具体的には、行政が、行っていた各種福祉保健事業については、自治振興会を核として充実し、介護保険法改正に伴う介護予防事業については、町営による地域包括支援センターを設置し充実することとしている。これらのことから、小学校区を単位としたサロン事業のように保健師等町職員が活動の支援・助言を行いながら地域と連携した事業を推進し、各地域で町民の自発的な活動に発展するものと考えられる。

また、NPO 法人の運営による認知症対応型グループホームを通じて、行政と安田地域住民が協働して地域づくりを行うモデル地域として、その可能性や問題点を探りつつ、今後本町のまちづくりに様々な形で好影響を与えるものと考えられる。

(5-2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

補助金等交付財産の転用

【A0801】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

[補助金の名称]

- ・公立学校施設整備費補助金
- ・学校給食施設整備費補助金

[現行の用途]

- ・小学校

[補助金等交付財産を所管する府省庁]

- ・文部科学省

[補助金等交付財産の活用方法及び用途]

- ・旧安田小学校の講堂等を安田自治振興会の拠点とするとともに、認知症対応型グループホーム「安田いこいの家」として活用する。なお、当該施設については、神石高原町と NPO 法人「高齢社会を生きる会」及び安田自治振興会が貸借契約(無償)を結び、その運営管理を同法人と自治振興会が行うものとする。

[期間]

- ・平成 18 年度より「安田いこいの家」として運営(第 1 次の貸借期間は、平成 18 年度～22 年度)

[主体]

- ・NPO 法人高齢社会を生きる会
- ・安田自治振興会

[支援措置の適用要件]

神石高原町立安田小学校(平成 17 年 3 月 31 日廃校)の廃校校舎の転用の弾力化について、地域再生計画を申請するもの。

本町の高齢化率は 40%を超えており、特に安田小学校の位置する油木地区においては、平成 12 年度末から約 3%の伸びを示し、平成 17 年には 42%を超えるなど急速な高齢化と過疎化の進展が見られる。こうしたことから本町では、高齢者保健福祉とともに、高齢者のいきがづくりが重要な課題となっており、地域の高齢者の社会参加の場を提供するとともに、過疎化が進展する地域の活性化を図ることが重要であると考えます。

本計画の安田地域は、本町中央に位置し、集落中央部を国道 182 号が南北に縦断しており、国道周辺に中心集落を形成し、山間部に住居が点在している。平成 7 年 138 世帯 440 人であった集落も、平成 17 年では 131 世帯 360 人となった。

安田地域では、旧油木町時代から少子・高齢化、過疎化による広大な集落の衰退を懸念し、旧来 5 行政区あった集落組織を「安田むらづくり推進協議会」としてコミュニティ組織化し、地域福祉活動を担うとともに、スポーツ活動・地域行事・イベント等活動を通じて若者から高齢者まで積極的にコミュニティ形成を促し、地域づくりに取り組もうとしてきた。しかし、地域に拠点となる施設が無く、生涯学習や集会は、旧来の行政区単位で少人数での活動にとどまり、中心部と山間部に活動の差が生じていたため、活動拠点を求める声があった。

さらに、本計画地域に明治 7 年安田村小学校として創設した小学校も近年の少子化傾向により、平成 17 年 3 月末での廃校が決定した。

安田小学校の跡地利用の検討では、『安田むらづくり協議会』において住民アンケート等により熟考された。その結果、地域づくりの拠点としての利用、老人福祉施設などとしての活用が地域住民の意向でまとまった。

町村合併により、集落再編、住民自治組織(自治振興会)の設立によるまちづくり施策の実施により、地域住民が安田地域の自治運営とその活動等を検討し、担うこととなり「地域の人づくり」「環境づくり」「文化・体育づくり」を主に取り組みが始まった。

しかし、活動の拠点が本地域にはないことから、廃校となった安田小学校の講堂等を使用し、住民自治のあり方を研究し、自立した地域づくりを目指し、住民総意を目的に意志統一を図るため、その中枢拠点となる施設を設置するものである。地域住民の社会教育・文化活動・交流等の場として利用する計画であり、安田地域住民が集い、交流の場として、住民自治の根底にある地域コミュニティの醸成を目指す。

併せて、廃校となった安田小学校校舎を NPO 法人「高齢社会を生きる会」に無償貸与して「安田いこいの家」として認知症対応型グループホームとすることにより、町で取組んできた高齢者福祉の更なる充実を図ることに繋がり、高齢者が住み慣れた地域で過ごすことができる環境づくりを目指すこと

とした。さらに安田自治振興会の関与により、講堂をリハビリ室としても利用し、校舎やグラウンド等施設の維持管理により NPO 法人と共同した有効利用を目指す。

また、安田自治振興会がグループホームと「同居」することで、側面的な支援を行うこととなり、地域活動にグループホーム入所者・家族・職員が参加することで、地域住民一体となった地域づくりを目指す。安田自治振興会の行事には、「年末カウントダウン花火」のように小集落としては先進的なイベント活動もあるが、旧来からの行事も多く、全て安田小学校グラウンド・講堂等を利用して行われている。盆踊りや地域における文化・芸能発表会・祭りが踏襲されており、地域の賑わい事は、安田小学校を中心に行われている。施設入所高齢者を地域活動へと誘導することで、入所者のリフレッシュと地域高齢者をはじめとした住民との交流が図られるものとする。

そこには、地域がやさしく支えあい、助け合い誰もが自治の中心であり、生涯輝いた人生を送れる地域づくりを目指すものである。

安田自治振興会が目指す地域拠点は、自立した住民自治を目指す本町のまちづくりと合致するものであり、さらに、本町においては、NPO 法人と協働した新たな地域づくりのモデルケースとなり得るものである。

本町では、合併以来、住民自治の醸成を図っており、行政と協働したまちづくりをすすめている。しかし、少子高齢化による過疎化と後継者の流出によって地域の活性化が困難な状況にあるが、このような中、地元出身者・地元住民・協力者で構成される NPO 法人「高齢社会を生きる会」からの要望もあり廃校校舎となった安田小学校の転用を可能にし、新たにグループホームを整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービス向上を目指すことは、介護保険事業計画等の各計画を具現化することになる。

しかし、新たな住民自治の拠点施設、グループホーム施設の整備に要する経費は大きく町財政の負担を考えた場合、既存ストックである旧安田小学校を活用していくことが最も効率的であると考えられる。

一方で、廃校となった安田小学校は、安田地域の長い歴史の中で地域のシンボルとして役割を果たしてきており、その跡地の有効利用に地域の関心も高く、核となる施設が消えてしまうことは、今後の地域づくりに与える影響が大きい。また同校は、安田地域の中心であり、さらには本町の中心部に位置しており国道にも隣接しており利用しやすいという利点もある。このため、安田小学校を整備し認知症対応型グループホーム「安田いこいの家」として活用することで地域の活性化を図る。

神石高原町は、NPO 法人「高齢社会を生きる会」と安田自治振興会に廃校となった安田小学校を無償貸与し、認知症対応型グループホーム「安田いこいの家」とするとともに安田自治振興会活動拠点施設とする。

(5-3)その他の事業

自治振興会連絡協議会

行政と 31 自治振興会の連絡調整の場，自治振興会相互の連絡・交流・自治研究の場とし，地域における自治振興を図る。

介護予防事業

- ・パワーリハビリ
- ・運動機能向上事業

対象となる高齢者それぞれに，実施方法・実施期間を定めて体操等の軽易な運動からトレーニングマシンを使って要介護状態とならない体力向上に努めるものである。

介護予防講演会・介護者教室

町民を対象として介護予防講演会を実施するとともに，在宅介護者の支援・交流の場として教室を開催する。

地域介護予防活動支援事業

- ・地域活動組織，ボランティア育成による声かけ見守り
- ・地域サロン事業

社会福祉協議会，自治振興会，保健委員の協力によりボランティアの育成により一人暮らし高齢者・障害者への声かけ・安否確認・行事等への参加支援を行う。さらに，社会福祉協議会への登録 50 団体が，地域(旧小学校区単位)においてサロンを設置し，高齢者・障害者等の交流の場・地域コミュニティの場とする。

地域支援ネットワークづくり

高齢者・障害者・児童虐待防止のため，行政・地域・病院等が連携して，緊急時のネットワークづくりにより情報交換し，緊急時の迅速な対応を図る。

6 計画期間

平成 18 年度～22 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については，本町が，計画終了後にその必要性・内容・利用者(家族)等の満足度等について評価し，事業継続の可否・改善等を含めた検討を行い高齢者福祉の質の向上と施設運営の改善，自治振興会活動に生かす。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし